

令和7年度 岐阜県介護保険指定事業所 集団指導

R6介護報酬改定事項への対応等について

令和8年1月

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

目次

1. R 6 介護報酬改定事項への対応について

- ① 協力医療機関との連携に関する届け出
- ② 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ③ 指定訪問介護事業所における同一建物減算
- ④ 通所系サービスにおける事業所規模算定確認

2. R 6 介護報酬改定における経過措置への対応について

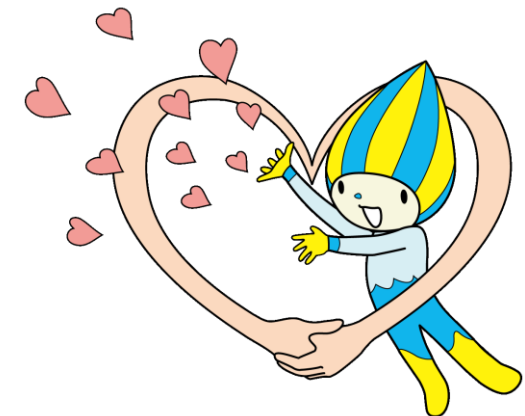
3. 介護サービス事業者経営情報の報告について

4. 介護サービス情報の公表について

5. 電子申請・届出システムについて

6. 介護老人保健施設等の開設許可等の手数料の納付方法の変更について

7. R 8 介護報酬改定について（情報提供）



1. R6介護報酬改定事項への対応について



① 協力医療機関との連携に関する届け出

【対象：特定施設入居者生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

※県所管のサービスのみを記載、★は予防を含む（以下、同じ）

- ✓ 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者（利用者）の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決め内容等を県へ届け出ることが義務付けされました。
- ✓ また、介護老人福祉施設は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、医師と医療機関の連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めるとともに、1年に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行わなければなりません。

Point

1年に1回以上確認を行い、県へ「協力医療機関に関する届出書」により届け出てください。（毎年12月末までの提出にご協力願います。）
なお、提出様式等については、県ホームページをご確認ください。



② 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

【対象：特定施設入居者生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- ✓ 新興感染症（※）の発生時等に、診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、発生時における対応を取り決めるよう努める必要があります。
- ✓ また、協力医療機関が「第二種協定指定医療機関」である場合は、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

※ 新興感染症：感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指す。
5類に移行した新型コロナウイルス感染症を含め、現在該当する感染症はありません。

Point

- ・ 県が指定した「第二種協定指定医療機関」及びこのうち高齢者施設への対応を行う旨を協定で規定している医療機関のリストを県ホームページにて公表していますので、ご活用願います。

③ 指定訪問介護事業所における同一建物減算 【対象：訪問介護】

- ✓ 同一建物減算について、利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分が設けられました。（12%減算の新設）

Point

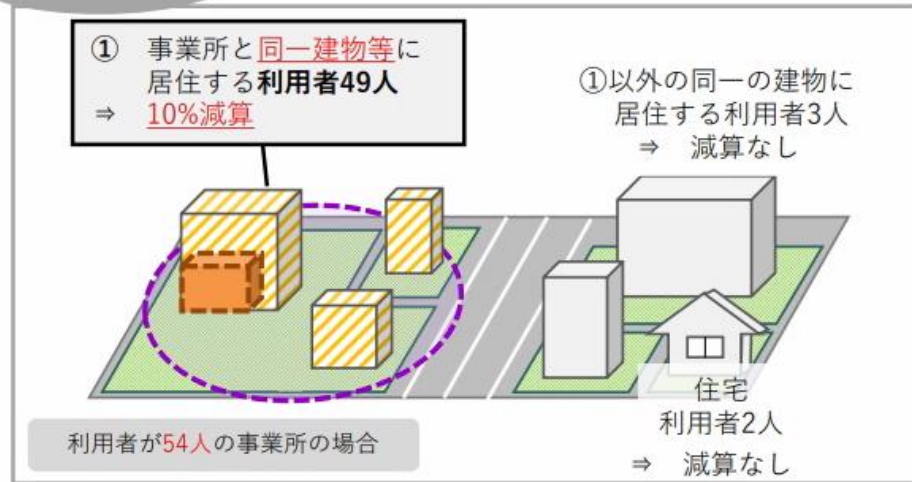
- ・ 毎年度2回、「訪問介護における同一建物減算に係る計算書」を用いて判定を行うとともに、減算の対象となる場合には体制届を提出してください。（該当の有無に関わらず、計算書は2年間保存）

	前期	後期
判定期間	3 / 1 ~ 8 / 31	9 / 1 ~ 2月末
減算適用期間	10 / 1 ~ 3 / 31	4 / 1 ~ 9 / 30
体制届の提出期限	9 / 15	3 / 15

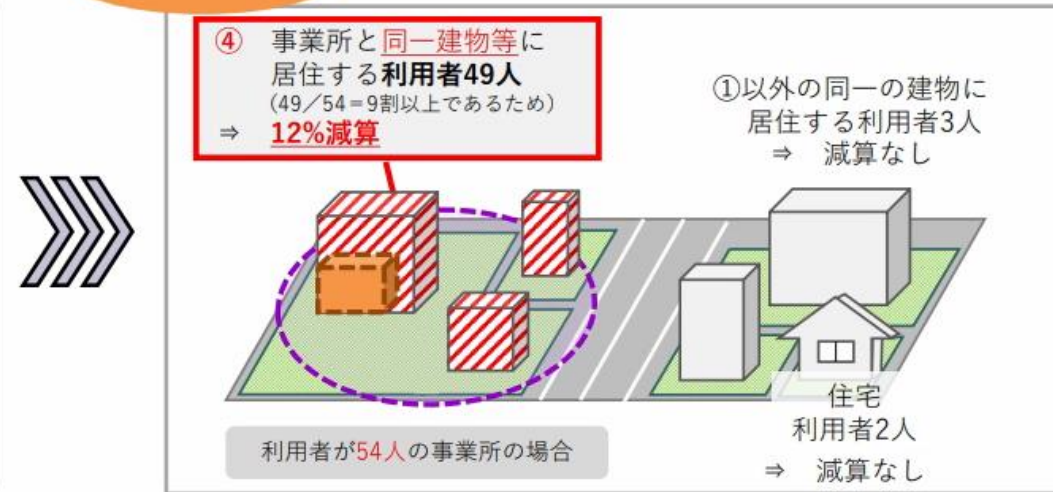
R8.3月に後期の判定を行ってください。

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

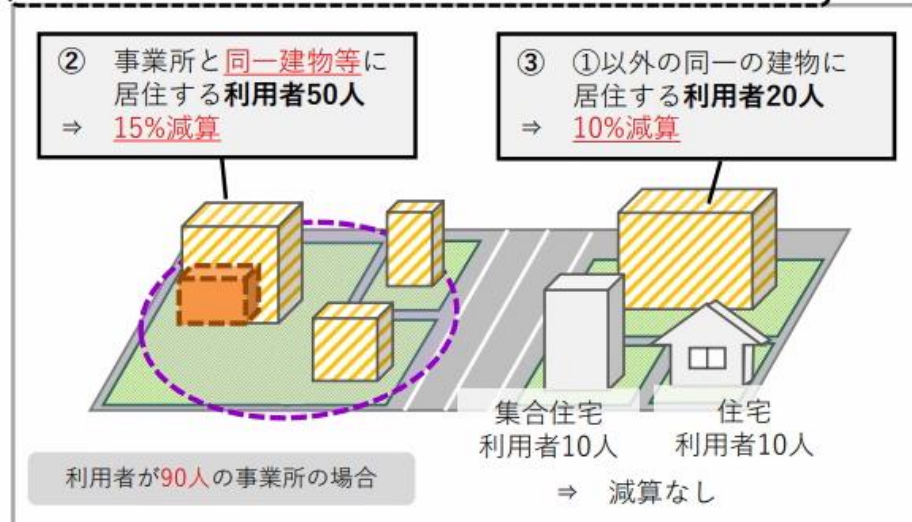
現行(例)



改定後(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 現行の減算となるもの 減算とならないもの

④ 通所系サービスにおける事業所規模算定確認

【対象：通所介護、通所リハビリテーション】

- ✓ 通所介護及び通所リハビリテーションは、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により、翌年度の報酬算定における事業所規模区分が決定されます。
- ✓ R 6. 6月から通所リハビリテーションの事業所規模別の基本報酬が3段階から2段階に変更されています。大規模型のうち要件を満たす事業所は、通常規模型と同等の評価（大規模型（特例））となります。

Point

- ・ 4月から2月までの実績に基づき、「事業所規模区分算定確認表」により確認を行い、区分の変更が生じる場合は、「体制届」を提出してください。※ 大規模型に該当するにもかかわらず、誤って通常規模型として報酬を算定し、返還が生じるケースが発生していますので注意してください。
- ・ 通所リハの大規模型（特例）に該当するかについては、「通所リハ大規模型（特例）計算シート」を使用し確認することができます。詳細は県ホームページを確認してください。

2. (1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し②

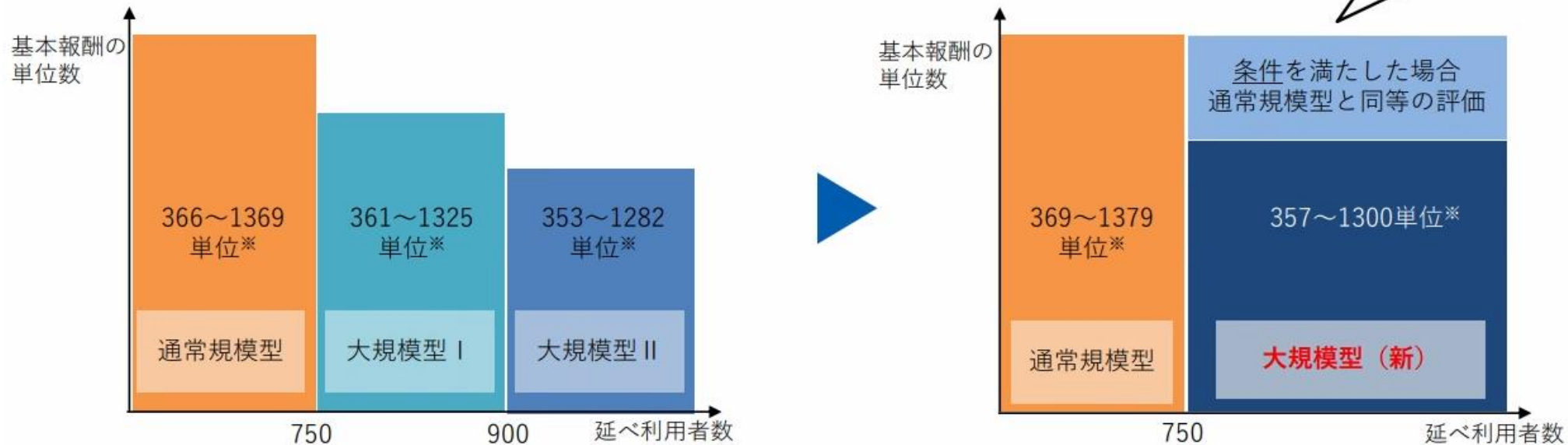
算定要件等

- 通常規模型、大規模型（Ⅰ）、大規模型（Ⅱ）の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%以上であること。
 - ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。

現行

改定後

- ✓ リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者が**80%**以上
- ✓ リハビリテーション専門職の配置が**10：1**以上



※ 利用時間、要介護度毎に設定

2. R6介護報酬改定における経過措置 への対応について



令和6年度介護報酬改定における経過措置への対応

- ✓ R6年度改定事項の一部については、経過措置期間が設けられており、期間終了までに必要な対応を行う必要があります。
(主な経過措置の概要については、P12・13を参照)
- ✓ 介護保険施設においては、入所者の病状急変等に備えるため、要件を満たす協力医療機関との連携体制の構築が義務付けられました。
R8年度までは努力義務ですが、経過措置期限を待たず、可及的速やかに連携体制を構築していただくことが望ましいことから、対応を進めていただきますよう、お願いします。

Point

- ・経過措置期間において、要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、**「協力医療機関に関する届出書」**により、期限内に確保するための計画を届け出してください。



【令和6年度末で経過措置が終了した改定事項】

改定事項	経過措置期間	対象サービス (★:予防含む)	概要	必要な対応等
重要事項のウェブサイトへの掲載	R7.3.31まで	全サービス ★	運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる「重要事項」について、「書面掲示」に加え、原則、ウェブサイトへの掲載が義務付けられます。	○法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムに掲載・公表 ※1年間に支払いを受けた介護報酬額が100万円以下の場合等、介護サービス情報公表制度の報告義務の対象外の場合は義務付けはありませんが、掲載・公表に努めてください。
身体拘束等の適正化	R7.3.31まで	短期入所系 ★ 多機能系 ★	身体的拘束等の適正化のための措置を講じていない場合の減算(身体拘束廃止未実施減算)について、短期入所系サービス、多機能系サービスは3年間の経過措置が設けられています。	○身体的拘束等の適正化のための措置(①委員会の設置、②指針の整備、③研修の実施)の実施 ※①～③の措置が1つでも講じられていない場合、「身体拘束廃止未実施減算」として、所定単位数の1/100を減算(「減算型」として体制届を提出)
業務継続計画未実施事業所に対する減算	R7.3.31まで	訪問系 ★ 福祉用具貸与 ★ 居宅介護支援 ★	業務継続計画(BCP)が未策定の場合の減算(業務継続計画未実施減算)について、訪問系サービス・福祉用具貸与・居宅介護支援は3年間の経過措置が設けられていますが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。	○感染症及び災害の業務継続計画(BCP)の策定 ※計画未策定の場合、「業務継続計画未実施減算」として、施設・居住系サービスは所定単位数の3/100 その他サービスは所定単位数の1/100を減算(「減算型」として体制届を提出)

【令和8年度末で経過措置が終了する改定事項】

改定事項	経過措置期間	対象サービス (★:予防含む)	概要	必要な対応等
高齢者虐待防止措置未実施事業所に対する減算	R9.3.31まで	福祉用具貸与 ★	高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合の減算(高齢者虐待防止措置未実施減算)について、福祉用具貸与は3年間の経過措置が設けられています。	○高齢者虐待防止のための措置(①委員会の設置、②指針の整備、③研修の実施、④担当者の設置)の実施 ※①～④の措置が1つでも講じられていない場合、「高齢者虐待防止措置未実施減算」として、所定単位数の1/100を減算(「減算型」として体制届を提出)
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	R9.3.31まで	短期入所系 ★ 居住系 ★ 多機能系 ★ 施設系	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催することが義務付けられます。	○委員会の設置・開催
協力医療機関との連携	R9.3.31まで	介護老人福祉施設(地域密着型含む) 介護老人保健施設 介護医療院	入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(③の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。 ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	○要件を満たす協力医療機関の確保が図られるよう、医療機関と協議を進め、協定書等を締結(「協力医療機関に関する届出書」(別紙1)を提出)

3. 介護サービス事業者経営情報の報告 について



1. 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7（2025）年1月から運用を開始しています。介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与（※任意での報告事項） など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム（経営情報DB）
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内（※）

※ システム改修のため、令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告について、一時的に受付を停止しております。**報告再開時期について、現時点では未定です。**

なお、経営情報の報告は、制度上、毎会計年度終了後3月以内に行わなければならないとされていますが、今回の受付停止との関係で報告ができなかった場合においては、この限りではありません。

システム再開の準備が整いましたら、これまでに経営情報を報告いただいたことのある事業者の皆様に対しては、システムに登録いただいているメールアドレスあてに、システム再開時期や報告期間について、ご連絡する予定です。あわせて、県ホームページにおいても、同様の周知をさせていただく予定です。

Point

経営情報DBシステムによる報告にあたっては、**GビズIDの取得**が必須となります。システムの操作方法、GビズIDの取得方法等の詳細については、県ホームページをご確認ください。



4. 介護サービス情報の公表について



2. 介護サービス情報公表制度

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者介護サービス情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、**財務状況の分かる書類**の報告をお願いします。

R6年度からの新たな報告事項	報告手段
・ 財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など) ・ 職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

Point

R7年度の報告については、国システムの改修に伴い、9月から圏域ごとに開始しております。対象となる事業者には、県指定情報公表センター（県社会福祉協議会）より順次ご連絡しておりますので、内容をご確認の上、システムにより報告をお願いします。



5. 電子申請・届出システムについて



厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」の運用を開始しました。

● 介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

Point

- ・岐阜県に対して提出する申請等については、令和7年2月1日から「電子申請・届出システム」により受付を開始しています。システムの利用には**GビズIDの取得が必須**となります。
- ・令和8年4月1日以降は、原則として「電子申請・届出システム」により申請届出をする必要があります。なお、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によります。
- ・令和8年3月31日までの間は、従来どおり、紙媒体による提出も可能です。
- ・また、県以外（市町村等）に対する「電子申請・届出システム」による受付については、各市町村等にご確認ください。



（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

= 電子申請・届出システム

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、**厚生労働省の使用に係る電子計算機**（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と**申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法**であって、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの**（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十一条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請
2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出
3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

【指定申請・更新申請】

特例に係る別段の申出

【変更届等】

6. 介護老人保健施設等の開設許可等の 手数料の納付方法の変更について



介護老人保健施設等の開設許可等の手数料の納付方法の変更について

介護老人保健施設及び介護医療院に関する以下の申請については、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例に基づき、手数料の納付が必要となります。

これまで、手数料は「県収入証紙」による納付でしたが、オンライン納付、キャッシュレス決済の導入に伴い、岐阜県収入証紙は廃止となり、令和8年1月以降の申請については、「オンライン納付」又は「窓口での納付」による方法に変更となります。

詳細は県ホームページを確認してください。

区分	手数料の名称	手数料の額
新規	介護老人保健施設開設許可手数料	1件につき 63,000円
	介護医療院開設許可手数料	
変更	介護老人保健施設変更許可手数料（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1件につき 33,000円
	介護医療院変更許可手数料（構造設備の変更を伴うものに限る。）	

岐阜県収入証紙の販売は終了し、利用も順次終了します。

証紙は令和7年12月末日に販売終了済

証紙の利用期限は令和8年9月末日

※ すでに岐阜県収入証紙をお持ちの場合は、令和8年9月末までの申請に限り、収入証紙を添付しての申請が可能です。



7. R8介護報酬改定について(情報提供)



令和8年度介護報酬改定について

- ◆ 12月24日の予算大臣折衝を踏まえ、令和8年度介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 改定率について

- ◆ 改定率 + 2.03%

(内訳)

- 介護分野の職員の処遇改善 + 1.95% (令和8年6月施行)

- ・ 介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円(2.4%)の上乗せ措置

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.2万円込み)が実現する措置

- ・ 上記の措置を実施するため、

- ① 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する。
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。
- ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。

- 食費の基準費用額の引上げ + 0.09% (令和8年8月施行)

- ・ 1日当たり100円引上げ

※ 低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は日額30~60円引上げ。

2. 令和9年度介護報酬改定について

- ・ 介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。
- ・ 同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

基準費用額（食費）等について

- ◆ 基準費用額（食費）等については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、在宅で生活する者との公平性の観点から、大臣折衝事項に基づき以下のとおり見直しを行う。

1. 基準費用額（食費）について

- ・ 介護保険法において、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
- ・ 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに基準費用額（食費）を1日当たり100円引き上げる。

2. 負担限度額について

- ・ 負担限度額（食費）については、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、利用者負担第3段階①の利用者は1日当たり30円、利用者負担第3段階②の利用者は1日当たり60円引き上げる（利用者負担第1段階及び第2段階は、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする）。

※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しを令和8年8月から、令和9年度にかけて実施。

3. 施行時期について

- ・ 令和8年8月とする。

詳細については、以下のホームページをご確認願います。

項目	ホームページ
1 ① 協力医療機関との連携 (協力医療機関に関する届出書)	県 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/407757.html
1 ② 新興感染症発生時等の対応を行う 医療機関との連携 (第二種協定指定医療機関のリスト)	県 https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/473521.pdf https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/472254.pdf
1 ③ 指定訪問介護事業所における 同一建物減算(12%減算)	県 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/392602.html
1 ④ 通所系サービスにおける事業所規模 算定確認	県 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7949.html
3 介護サービス事業者経営情報の報告	厚労省 https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html 県 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/397540.html
4 介護サービス情報の公表	厚労省 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html 県 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1690.html
5 電子申請・届出システム	厚労省 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 県 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5802.html
6 介護老人保健施設等の開設許可等の 手数料の納付方法の変更について	県 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/471883.html